AMCoR

Asahikawa Medical University Repository http://amcor.asahikawa-med.ac.jp/

旭川医科大学紀要(一般教育)(2011.03)第27号:15~41.

哲学教育の現場から―言語哲学の場合

長谷川吉昌

哲学教育の現場から―言語哲学の場合

Teaching the Philosophy of Language: A Case Study

長谷川 吉昌

Yoshimasa HASEGAWA

Abstract

As a practical matter, if we teach an introductory-level lecture course in philosophy (on the philosophy of language, for example) at a college or university, we are almost inevitably faced with a series of problems that are not easy to solve. Since the old days of ancient Greek philosophy the conveyability of philosophical knowledge has been one of the most important theme in the western philosophical tradition. Sooner or later we cannot help asking ourselves: how we can find a textbook suitable for the class level; If it is not possible to find one, how we can prepare adequate teaching materials, especially when students are not familiar with philosophy at all; If we find one, how we can alter the author's descriptions that we think insufficient or inappropriate as explanations; How we can help students who have not take much interest in philosophy to understand various types of arguments and learn methods of philosophical thinking which they can utilize, once acquired, to think about whatever subjects they like; And what the significance is of such kind of training at all. I do not have theoretically perfect answers to the above questions. Instead, I explain, from a practical point of view, what kind of efforts we should make to develop the effective methods of teaching philosophy that are more workable. Then I show how I solved the specific educational problems with my lecture course on the philosophy of language together with a sample of teaching materials as an appendix.

キーワード: 哲学教育, 言語哲学, 知識の哲学, 意味の理論, 検証主義, 意味の全体論 philosophical education, philosophy of language, philosophy of knowledge, theory of meaning, verificationism, meaning holism

はじめに

哲学関連の授業科目を担当する機会をもつと、「哲学を教えるとは、そもそも何をどうすることなのだろうか」という問いにおのずと逢着する。この問いは「哲学とは何か」という難問の系と考えられ、当然のことながら、一朝一夕で答えが出せるような、やわな問いではない。だが、それらの講義が、まがりなりにも、正規の学校教育機関において公教育の一環としておこなわれている以上は、「あなたの講義は、教育上、どのような目的にたいして、どう資するところがあるのですか」という問いにも一応の答えを用意しておくことが望ましい。ましてや、授業目的や受講者の学習目標の設定について詮議の厳しい昨今の情勢である。自らの担当する科目にかんして「受講以前と受講

以後とを比較して、学生の身にどのような望ましい変化が生じると期待できるか」という問いかけに、応える努力を怠らぬほうがよろしかろう。さもないと、「あなたはご自分の従事している教育活動の目的や効果について、これまで何も考えずに漫然と過ごしてこられたのですね」などという、ありがたくもない評価を頂戴しないものともかぎらない。

では、科目名に「哲学」の名を冠した講義において、教育上、どのような効果が期待できると考えるべきなのだろうか。いや、もっと端的に「大学の一般教育において、哲学の講義はどうあるべきなのか」と問うたほうがよい。この種の問いにたいして「机上の空論」によって答えるのではなく、実情に即した答えをさがそうと思えば、あまり頭のなかだけで理屈をこねくり回さぬほうがよい。哲学上の議論は、ただでさえ空理空論に堕する危険性が格段に高い。いくら「理論なき実践は盲目」とは言っても、それはことがらの半面であるにすぎず、実践の場での「耐久テスト」に耐えない理論は、やはり「空虚」と言うべきであろう。

上記の幣におちいる愚をさけるには、実例を有効に活用すべきである。その場合、実例が、理論という「船」から、現実という「大地」へと投錨された「アンカー」の役目を果たす。「地に足をつけて」議論を堅実にすすめるには、現実のありようから目を離さぬことが肝要である。以下では、筆者が北海道内の大学で担当している講義のひとつをとりあげる。その上で、講義の実施に際して何に腐心し、どの点に気を配っているか、教科書をどう活用しているかなどといった、授業運営における実際上のポイントについて、講義計画とあわせて報告する。さいごに、講義資料の一部をサンプルとして公表し、参考に供することとする。

I

担当講義が工業大学での授業ということもあって、受講者には哲学についての予備知識をいっさい要求していない。そのため説明はごく常識的なレベルから出発して、受講者の理解が、あるていど学術的なレベルにまで到達できるように配慮をかさねたつもりである。「何をどう提示すれば、受講する側に理解が成立するか」が、そこでの腐心のたねであった。

この点について――少々回り道となるが――じぶんの学生時代をふりかえって考えてみると、初学者への学説の紹介であるはずの概論的講義が、受講者にとってなじみのうすい抽象概念を山のように用いた一般論の提示に終始する傾向があった。これでは、内容についての理解が受講者において育まれにくい。説明というものは、順をおって行なわなければ、聞き手が理解を得る手段として役だたないからである。したがって、聞き手にとって未知の専門用語が、何の解説もなしにふんだんに現われるようでは、説明としてまことに不適切である。いくら「用語の内容は、前後の文脈から推定できる」といっても、おのずと限度というものがあろう。

また、一般論に終始して、具体的な事例への言及がないのも、おおいに問題とすべき点である。本来、批判的思考において一般化と具体化は「車の両輪」であるはずだ。それらの操作は、反例をさがして一般化の不備を点検するうえで不可欠である。ましてや、ずぶの素人を相手に専門知識を伝達すべき状況において、具体例ぬきの一般論だけで説明を済ませようなどというのは「手抜き」以外の何物でもなかろう。説明をおこなう側は、説明をうける側が内容を理解するうえで必要とする手がかりを、一つひとつ順をおって与えていく労を惜しんではなるまい。聞き手の理解力を過信しないことが、そこでは重要となる。実際問題として、説明のことばは、多少よぶんに与えておくほうが無難である。ことば数が多すぎて説明がわかりにくくなる場合よりは、ことばが足りなくて分かりにくくなる場合のほうが、圧倒的に頻繁だからだ。「これじゃ、かえって分かりにくいな」と

思うなら、そのときは、鳥瞰的な見通しをあたえる「要約」をさらに追加して、そのつど対処すればよい。

講義での配布資料も 一学術文献と同様 読み手の苦労をわざわざ増やすために書いているかのごとき、むだに込み入った文体で書かれていることがあった。「もっと素直にふつうのことば違いで語れば、ずっとわかりやすくなるのに……」と苦情を言いたくなる例もしばしば見受けられた。要は、論文用の文体で語ることにすっかり慣れきっていて、場面が変わっても「論文執筆モード」から、なかなか抜け出せないのではなかろうか。学者の手になる文章がひどく晦渋な文体で書かれていることが 一意図はともあれ結果としてみれば 専門家ならざる一般の読者を議論の場から遠ざける一種の「文化障壁」として機能している。だとすれば、初学者をふくめた、いっそう広い範囲の読み手と理解を共有するためには、より一般的な文体で語るよう心がける姿勢が、語り手である専門家の側に求められるだろう。

読みやすい文体で書かれている文章の例として、書店の店頭に氾濫している新書本やビジネス書のたぐいがあげられる。これらの多くは、一説によれば、出版社御用達のゴーストライターの手になるものとされる。かれらは、一般の読者にとって読みやすい文体で文章を書くノウハウを心得ているのだろう。あるいは、小学校の高学年向け授業で使われている教科書の文体を参考にしてもよい。本稿のように学術論文として執筆されているのならいざ知らず、授業で教材として用いる講義資料などであれば、読者の側にあるていど歩み寄って、相手にとって分かりやすい文体でかたるよう配慮すべきだろう。たとえば、章や節や項目やパラグラフをこまかく区切ったり、センテンスを短くしたり、業界特有の専門的な言い回しを一般的な語彙にふりかえたり、漢字をかなに開いたりするだけで、文章が、多かれ少なかれ、わかりやすくなるはずだ。

では、文体を工夫することによって、説明文のリーダビリティを高めることに成功すれば、それだけで、これまで聞き手の理解をさまたげていた要因が、あらかた取り除かれると期待してよいだろうか。いや、明らかにそうではない。じっさいに試してみると分かることだが、説明に使用する文体を多少平易にしてみたところで、説明構造じたいのもつ複雑度を下げないかぎり、聞き手の困難が全面的に解消されることはない。

たとえば、現在、小学校では「円周率=3」と説明して算数の授業を進めているとのことである。中学校では「円周率は無理数であって、整数比であらわすことはできない」と教わる。中学校では教わらないが、円周率が無理数であることの証明は十八世紀になって発見された。その証明には、背理法を用いる。つまり、整数比であらわせるという仮定から矛盾を導く。どれだけていねいに証明するかにもよるけれども、証明は一定のすじみちを経なければならない。その思考経路の複雑さと、説明の語り口の平明さとのあいだには、さしあたり何の依存関係もない。文体を改良することで解消を期待できるのは、説明を理解する困難が文体上の特徴に由来する場合のみである。だからどれだけ平たいことば遣いで順をおって説明したところで、円周率が無理数であると考えるべき理由を小学生や中学生に得心させるのは、やはりそうとう難しかろう。数学の説明を例にあげたが、論点は、より一般的なものであり、ことが数学教育や初等教育にとどまらないのは明らかである。

準備段階を経て、大学でじっさいに講義を行なってみると、学生の多くは、あまり複雑な話にはついてこられないことがわかる。息の長い議論において、推論の複雑さにたえる訓練が受講者の側にできていないと、論証の筋道を追うことじたいが困難になるようだ。現状において――名門校はいざ知らず――多くの大学では、「大学生なのだから、これくらいは分かってくれるはずだ」などという、教授する側の甘っちょろい期待など、あっさりと裏切られてしまうのが関の山だろう。

現に授業の終わりころになって、学生が「けっきょく何が言いたいんですか」などと、議論の経 過を考えずに「結論」だけをもとめてくることがある。そういう質問があれば、むろん結論だけで はなく議論全体のアウトラインを――構造をうんと単純化したうえでだが――説明することにして いる。だがそれは、たとえて言えば、長大な物語の「ダイジェスト版」をつくる作業にあたる。「祇 園精舎の鐘の声……」ではじまるフル・スケールの物語にかえて、「清盛の時代には隆盛をほこった 平氏も、源氏との戦いに敗れたあげく、ついには滅んでしまったんだよ」と手短に語ってやるよう なものである。それを聞いて、「では、けっきょく滅亡したんですね」などと、結末だけ確認して安 心するようなものだ。「一分でわかる『平家物語』」式のあわただしい観光案内だって、やろうと思 えばできないことはない。だが、それをやることで、どれどけの教育効果が期待できるというのか。 プロセスを理解しないまま結論だけをてっとり早く確かめてみたところで、得るものは少なかろう。 それでは何の訓練にもなるまい。すくなくとも哲学の講義は、断片的な知識のつめこみを目的とす べきではない。切れ切れの断片的な知識など何の役にも立たないからだ。論証そのものを理解する ことで、はじめて結論のもつ意味や重要性、正しさの根拠が理解できるようになる。結論をみちび く過程を理解できなければ、そこで得られた知識をのちのち活用することなど、まずもってできな いことになる。説明が順をおって為されねばならぬのと同様、理解というものにも系統的であらね ばならぬ理由がある。

ところで、哲学という活動の性格について、念を押しておきたいことがある。哲学文献の研究に従事している者のなかには、著者の思考を可能なかぎり正確に再現して追体験することを無上の喜びとしている者が多い。難解な著書が読み解けるようになったと、それだけで満足しているように見える場合もある。だがそれは、哲学研究というよりは、むしろ、歴史研究というべきだろう。哲学は、歴史のなかに埋没した過去の思想家の思考を掘り起こすことを主目的とする活動ではない。過去の思考の「発掘調査」は、哲学研究の目的ではなく手段にとどまる。歴史探査の結果「学説」としてパッケージ化された情報内容は、せいぜいのところ、現実の思考過程から抽出された「推論のサブルーチン」でしかあるまい。しかもそれは、多かれ少なかれ、なんらかの形で「誤謬推理」が含んでいるのが通例だ。だから、歴史上の学説をまるごと妄信するのは、たんに愚かしいばかりか危険でもある。むろんのこと、先人たちのたどった思考パターンをあつめたデータベースがあって、必要におうじて自由に参照できるのなら、あとから問題にとりくむ者にとっては、たいへんに便利であろう。だが、大事なことは「それらのデータを用いて何をするのか」という関心の所在である。問題解決のために活用されるわけでもないデータをあつめて、ただひたすら蓄えつづけることじたいが目的と化してしまったのでは、「手段と目的の転倒」とのそしりを免れえまい。それでは哲学文献の収集を主目的とし、ついでに文献研究をしているのと五十歩百歩の、倒錯であろう。

また、哲学研究の目的を――教育の場合でも同様だろうが――学説の内容を数多くそらんじることにおくべきではない。言い換えれば、手持ちの情報の多寡を競い合うことには、重要な意義は何もない。自分がものを考えるときに活用できないような学説のストックを後生大事にかかえこんで何になるというのか。哲学とは、本来、問題の解決や解消にむけた知的努力の一形態である。重要なことは、哲学上の知識を「方法」として、どう伝えていくかということなのだが、これは、実のところ難しい。個別の学説の概要を理解させることは、ずいぶんと手間はかかるにしても、そう難しいことではない。だが、学説についての断片的な知識をいくら寄せ集めても、問いの立てかたや、議論を吟味する技法を、そこから学ぶのは難しかろう。「哲学的知識の伝達可能性」は、古代ギリシアの昔から、それじたいが哲学上の重要テーマである。「こうすれば、たいていはうまくいくよ」と

太鼓判の押せるような教授方法がいまだ存在しない以上、試行錯誤を重ねるよりほかは手はない。 実際の講義においては、とにかく「実演」してみることが重用だろう。畳水練では習得できない技 術であることだけは、明らかであるからだ。

Π

前置きが長くなったが、担当講義のひとつを実例として取りあげる。全体のテーマとしては「言語の哲学」を掲げており、教科書として、服部裕幸『言語哲学入門』(勁草書房、2003 年)を指定している。学問上の探求が、問いと答えのおりなす、あくことなき連鎖である以上、その連鎖のどの部分を切り出してきて講義で提示するかには、広範な選択の余地がある。しかも、「説明を興味ぶかく、また、理解しやすいものとするために、何を語り、何を語らないことが効果的であるか」という問いにたいして、機械的に答えを出すすべはない。講義をおこなう側にとって、既存の教科書を採用する利点のひとつは、講義につかう題材を取捨選択する過程で、一定の「たたき台」を用意できることにある。担当教員は、教科書執筆者の態度決定をおおいに参考にしながら、それに適宜変更を加えていけばよい。

服部氏の教科書は、以下にかかげる目次からわかるとおり、過去百年ほどの、おもに分析哲学の歴史をふりかえって、言語哲学の展開を眺望している。標準的な日本語テキストといってよいが、かりに題材の取捨選択に偏りがあるとすれば、それは執筆者の好みの反映というだけではなく、欧米やわが国における議論状況が、その当時、主題の重要度にかんする、そういう価値認定を含んでいたことにも由来するだろう。無論そのような認定が、終わってみれば、たんなる一過性の流行の産物であったと、のちに判明する可能性も少なくない。だが、この推測の当否は、今現在、ただちに確証できるような性格のものではなく、それゆえ、ここでは端的に考慮の外においておく。

目次

- 第1章 言語哲学とは何か
- 第2章 意味と指示
- 第3章 記述の理論
- 第4章 固有名の問題
- 第5章 意味についての検証主義
- 第6章 意味懐疑論と翻訳の不確定性
- 第7章 サピア=ウォーフの仮説
- 第8章 プラグマティックス
- 第9章 私的言語論
- 題10章 言語についての知識の本姓
- 第11章 言語の体系的研究の可能性

講義は、1回90分進行の授業を合計15回行なっている。1回目の授業をオリエンテーションにあてるほかは、各回、それぞれの章を目次の順番に一つずつ解説している。例外的に第5章の解説には3回分を割りあて、第11章の解説には2回分を割りあてている。本稿では、このうち第5章の解説部分を紹介する。第5章の構成を、各節に番号をふって示すと、次のようになる。

- 1 意味に関する検証主義と意味の検証理論
- 2 有意味と思えるが検証不可能な文
- 3 分析的な文を別扱いにする
- 4 分析的な文とは何か
- 5 意味の全体論
- 6 論理実証主義運動

第5章にかぎらず、章ごとの内容を解説するにあたっては関連づけを重視しており、前後の脈絡からみて言及の必要性がとぼしいと判断した場合には、話の見通しをよくするために説明を省略した。場合によっては、1節分の説明をまるごとカットしたケースもある。第5章について言うと、第4節の内容は、説明の都合上、第3節のそれへと統合してある。第6節については、以下に述べる理由で割愛した。

第5章の表題は「意味についての検証主義」であるが、著者が念頭においているのは「論理実証主義運動」で知られる「ウィーン学団」の言語観である。といっても、ウィーン学団成立後のいずれの段階においても、学団のメンバーどうしが単一の言語観を共有していたかどうかは疑わしい。また、歴史上の特定の主張を俎上に載せるのであれば、学団メンバーの誰が、どの時期に表明した主張なのかを明示すべきであろう。だが、著者はそこまで詳しく検討対象を指定することなしに、「検証主義の立場をとったのはウィーン学団であり、かれらの見方には、しかじかのバイアスがかかっていた」という趣旨の補足説明を加えているのみである。この補足説明にあたるのが、第6節だ。

第5章にたいする解説では、問題を意図的に歴史的文脈から切り離して論じている。この方針をあえて選択した結果、「意味に関する検証主義」と呼ばれうる立場が「かつてどのように唱えられたか」ではなく、「今ないし今後どのように唱えられるべきか」を考察することとなった。ただしこれは、この章にかんして、たまたま歴史的関心を遮断する結果となったというだけであって、別の章の解説では、反対に歴史的文脈を強調する目的で説明を補足している。歴史的背景を理解しないかぎり、問題のもっている特殊な性格を理解しがたい場合もあるからである。

これにたいして、教科書の論述では、かつて出現した特定の学説にたいする評価という色合いが 強い。その姿勢を徹底するならば、評価対象となるべき理論とは、ウィーン学団のメンバーの誰か が、論理実証主義運動の展開過程のいずれかの段階で発案し、表明した学説であるべきだ。意味の 検証理論のそのような「特殊形態」のいずれかを、言語哲学への入門として企てられた講義におい て、ことさら主題としてとりあげて検討する必要度は、それほど高くはない。

しかも現実の議論状況の推移は偶然に少なからず左右されがちである。第5章について言うと、二十世紀の歴史において論理実証主義運動が終焉をむかえたのは、ナチスによるユダヤ人迫害によって、ウィーン学団の主要メンバーの多くが、各地に離散したことによるものとされる。過去百年ほどの言語哲学をおおまかに展望するという教科書全体の構想に照らせば、歴史的な議論状況のことこまかな説明に多くの時間を費やすのは、授業方針として、賢明な選択ではなかろう。むしろ、「ことばの意味を説明する際の基本パターンのひとつとして、どのような思考法がありうるか」という理論的な関心のもとで、検証主義的な理論が成立する一般的な可能性を査定することに専念したほうが、より賢明な選択である。

評価対象となる理論を変更した結果、ことばの意味の説明において検証主義風の理論が成立する

「見込み」にたいして、教科書の記述とはやや対照的な評価が与えられることとなった。歴史上の 偶然や、理論内部の必然によって、ウィーン学団の野心的な企てがついえたとしても、検証主義的 な着想に依拠しながら意味理論を構築する可能性が、全体としてとだえたわけではないという評価 である。なお、配布資料では教科書とのスタンスのちがいを「コメント」と題して解説している。 以下では、講義でじっさいに使用した資料の一部をかかげて読者の参考に供するとともに、内容に かんし大方の批判を仰ぐことにする。

付論

第5章 意味についての検証主義

1 意味に関する検証主義と意味の検証理論

とはの「意味がわかる」とは、そもそもどのようなことなのだろうか。この問いにたいする解答の試みとして、素朴意味論や、素朴ではない意味論を紹介してきた。そして、これまで標的にしてきた素朴な意味論がかかえる困難のなかには、次のようなものがあった。すなわち、われわれが理解できる言語表現には、それまで全体としては一度も出会ったことのないような文(センテンス)が含まれる。どういうことかというと、文を構成する要素であるところの語句についてはすでに意味がわかっているが、それらが組み合わされてできた文をまるごと眼にする――あるいは耳にする――のは、生まれてはじめてだ、という場合がある。そういう場合でも――自分の母語について考えてもらえばわかるように――われわれはさしたる苦労をすることもなく、話者の言わんとするところを理解できるのがふつうだし、また、そうでなければ、日常の会話ですら、おたがい満足におこなえないことだろう。このような事実を説明するには、「文全体への理解が、文のなかに含まれている語句にたいする理解から、どのように構成されるか」を示さなければならない。この説明を与えることは、語句の意味を指示対象とみなす素朴意味論にとって――控えめに言っても――かなり難しいはずだ。これがどうもピンとこないという人は、第2章でフレーゲの理論を説明したときに出てきた合成原理の話をおもいだしてもらいたい。

フレーゲの意味論では、「文全体の意味は、その構成要素である語句の意味から、文の構成手順におうじて段階的に構成される」ということを、説明の基本前提として認めていた(合成原理)。だからフレーゲの理論では、前の段落で提起した問いにたいして、一定の解答がすでに用意されているわけだ。われわれが何ごとかを主張するために用いるような文(主張文)は、真偽の観点から評価できるような一定の内容を表現している。その内容をフレーゲは、文の「意義」と呼んでいた。文のあらわす「意義」がわれわれに理解できるということは、文を用いてなされた主張が真であるときに何が起きていなければならないかという条件を、われわれが把握しているということだった。そこで把握されているはずの条件を指して、フレーゲは「真理条件」と呼んでいた。主張文の「意義」である主張内容を理解することは、その真理条件を聞き手が、語や句のあらわす「意義」への理解を素材として一話し手が語句から文を組み立てるように一一そのつど適切に構成する作業にあたる。これがフレーゲの解答だった。

第2章のおさらいがすこし長くなってしまったが、ここで問題にしているのは、「文の断片にあたる切れ切れの語句の意味ではなく、まるごとの文のもっている意味をわれわれが理解できるという

ことは、どのようなこととして説明されるべきだろうか」という問いだ。この問いには、フレーゲのそれとは別種の解答パターンがあるので、以下ではそのひとつを紹介しよう。

「意味の検証理論 (verification theory of meaning)」とよばれる説明がある。意味の検証理論とは、次のような直観的アイデアを、体系的に展開することで得られる理論のことだ。その核となるべきアイデアは「文の意味を理解するとは、その文を用いてなされた主張を検証する方法を知ることである」というものだ。この素朴な着想をさして「検証原理 (the principle of verification)」と呼ぶ。

ところで「検証」とは、主張の真偽を実地に確かめてみることだ。ということは、真偽の検証に 先だって、文を用いて何ごとかを主張したり報告したり予測したりするという活動が、当然のこと として前提されていることになる。だから、真偽の観点からの評価になじまないような文の使用に かんしては、検証を行なうことなど不可能である。「検証の対象とならないような文の使用」とは、 たとえばあいさつである。「おはようございます」という発話を耳にして、「よし、それが本当かど うかを、ここはひとつ確かめてみようじゃないか」などと頓狂なことを言いだす人は、かなり奇矯 な御仁だろう。この例がしめすように、検証原理が適用できるのは、そもそも何ごとかを主張する ために用いられるような文の意味内容にかぎられる。

あいさつ文のほかにも、依頼に用いられるような文などは、この原則の適用範囲外にある。たと えば「予報では、きょうは午後から雨が降るそうだね」という主張の真偽を確かめることはできて も、「お一い、窓を開けてくれよ」という依頼の真偽を検証することはできない。「きょうは午後か ら雨が降るそうだね」という主張にたいして「本当に予報では雨降りなのか? よし、確かめてみ よう」というのは――いささか協調性にかけるきらいがあるとはいうものの――ひとまず理解可能 な反応だ。それとは対照的に、「窓を開けてくれ」と誰かから頼まれたときに、「それは本当か? 本 当に『窓を開けてくれ』なのか?」と問い返すことは、意味をなさない的はずれな反応だ。この反 応が了解できるとすれば、それは、依頼の内容を念入りに確認する必要があるか、あるいは、悪ふ ざけや嫌がらせをしているといった場合だろう。だがその場合でも、聞き手が依頼内容の真偽を問 題としていることにはならない。たとえば「本当に『窓を開けてくれ』なのか?」と問い返して依 頼内容を確認してみたところ、正しくは「窓を開けてくれ」ではなく「ドアを開けてくれ」という 頼みであることが判明したとする。その場合、「窓を開けてくれ」という依頼行為じたいが、そもそ も成立していなかったことになるだろう。これが依頼ではなく主張であったなら、たとえ偽である と判明しても、それは主張行為じたいの不成立を含意しているわけではない。むしろ反対である。 「主張内容が誤っている」と言えるためには、主張行為じたいが成立していなければならない。「ど うちがうのよ」と当惑している人は、第3章にもどってストローソンの議論の内容をおさらいする とよいだろう。

さて、このように、検証原理が適用されるのは、真偽の観点からの評価になじむような意味内容 にかぎられる。これは「意味の検証理論がどの範囲の文の使用を説明できるか」という問題だ。だ から、意味の検証理論がどれだけ完成に近づいたとしても、文のあらゆる使用を説明しつくせる理 論になると期待してはいけない。

また、検証の対象となるのは、文そのものというよりも、文を用いてなされる主張なり陳述なりであることにも留意すべきである。どうしてかというと、次のような事情があるからだ。日常の言語使用では、字面の同じ文が、時と場合におうじて異なった意味で用いられることがある。だから「話し手がどの意味でその文を用いているのか」を、聞き手側が使用状況ごとに判断すべきだ。例をひとつ挙げよう。

(1) 見ろよ、警察の犬がいるぜ。

(1) の多義性は、文中の語句「犬」のもつ多義性に由来する。それが「イヌ科の哺乳動物」という、もともとの意味で使用されているのか、それとも「スパイ、手先、まわし者」という派生的な意味で使用されているのかは、(1) が用いられる文脈から切り離して、たんに字面だけを眺めていても判定のしようがない。

以上の但し書きをつけた上で本題に入ろう。考えるべきことは「検証の方法」ということで、およそどのようなことがらを理解すべきなのかということだ。まず、ごく単純な例で考えてみよう。

(2) ここから学校までは、歩いて200歩くらいだ。

歩幅によって距離を測る習慣は、さほど珍しいものではない。長さの単位である「フィート」が、もともと「足」を意味していたように、じぶんの体の長さを単位として距離を測ることは、人間社会によくみられる、ありふれた文化現象だ。だから(2)の解釈について当惑するような事情は、さしあたり何もないだろう。素直に、(2)をもちいてなされた主張を検証する方法とは、「実際に200歩ほど歩いて、学校までたどり着けるかどうかを調べること」と考えてよい。ここで検証原理を適用すると「そのような手順で真偽を確かめることができるという了解によって(2)の意味内容の理解が尽くされている」という帰結が得られる。

では、次の文についてはどうだろうか。

- (3) 駅から学校までは、直線距離で200メートルほどだ。
- (2) のケースと同様に考えるなら、一般に「△△から○○までは、直線距離で××メートルほどだ」といったタイプの文の意味内容への理解は、「そのような長さであることの確認手続きが、かくかくしかじかのものだ」という了解であることになる。では、(3) についてのそのような了解とは、具体的にいえば、どんな内容になるのだろうか。

こちらの説明は、少々複雑なものになる。理由はいろいろあるが、まず「直線距離で」という条件が付されている場合、通常、直線でイメージされるような最短距離をすすむ経路上に何らかの障害が――たとえば家屋などのような遮蔽物が――存在することを暗に想定している。だから、(2)の場合とは異なり、「その経路上を実地に移動して確かめる」という単純な検証方法は、この場合、適さないことになる。

また、「200メートル」という距離の指定についても、いささか込み入った事情がある。L・ウィトゲンシュタイン (Ludwig Wittgenstein) という哲学者が――このひとが何をした人なのかは、最終章で紹介するけれども――メートル法での長さの測定について、次のように語っている。

「[……] ひとは、ある一つのものについては、それが一メートルであるとも、一メートルでないとも主張することができないのだが、それはパリにあるメートル原器である。 ——しかしだからと言って、われわれはもちろんこれ [メートル原器] に何か奇妙な特性をつけ加えたのではなく、単にメートル尺を使って測定するというゲームの中でそれが果たす独特の役割を特徴づけたにす

ぎない」¹

文中で「ゲーム」とあるのは、ことばを使った人間どうしのやりとりのことだ。ウィトゲンシュタインはそれを「言語ゲーム」と呼んでいるが、この点についてはあとで触れる。上のように語るときに、ウィトゲンシュタインが意味の検証理論を奉じているわけではない。にもかかわらず、この発言を引用したのは、「検証の方法を知るとはどのようなことか」を慎重に考えるうえで、足がかりとして活用できるからだ。

メートル法で長さを正確に測定するときのために、1メートルという長さの測定基準が用意されている。かつては「メートル原器」という器具が――引用文中で言及されているものだが――「メートル」の定義にもとづいて製造されたことがある。1879 年、フランスでのことだ。器具の材質は、白金90%、イリジウム10%の合金である。「1メートル」とは、この棒状の器具全体の長さを指すのではなく、器具の両端付近にしるされた二つの目盛りのあいだの、摂氏零度のときの距離である。この距離が、「地球の北極点から赤道までの経線の距離の1000万分の1」という、1791年に採用された「メートル」の定義に合致するように、メートル原器は製造された。物差しの「親玉」といったところだろうか。

ところで、その「メートル」の定義だが、のちには順次改訂されている。まず、1960 年の第 11 回国際度量衡総会において、基準となる物理現象が変更されて、「クリプトン 86 の準位 $2p_{10}$ と $5d_5$ との間の遷移に対応する光の真空下における波長の 1650763.73 倍に等しい長さ」などという、いかめしい再定義が採択されている。この再定義もさらに 1983 年になって「1 秒の 299 792 458 分の 1 の時間に光が真空中を伝わる距離」へと規定が改訂されている。

さて、そうすると、二十世紀の後半になってメートル法の定義が手直しされるまで、メートル原器によって距離を測ることが――子午線の長さを測り直さないかぎりでの話だが――メートル法での長さの測定の、最終的な確認手続きであった時代があることになる。その時期において、メートル原器それじたいの長さについては、この確認を免れているはずだ――それが先の引用文でウィトゲンシュタインの言わんとするところだろう。この指摘にはたしかに一理ある。ただしそれは――ウィトゲンシュタインが指摘するように――「この原器は長さをもたない」ということを含意しているのではない。そうではなく、物の長さや物体間の距離が、メートル原器に記された目盛りのあいだの距離を基準として測定されているかぎりでは、メートル法にもとづいた長さにかんする通常の述定が、この場合には意味をなさないという事情を語っているにすぎない。

ウィトゲンシュタインの発想は、おそらく次のようなものだろう。つまり、「『メートル』という語の意味や『〇〇は××メートルである』という文の意味内容をわれわれが理解するとはどのようなことなのか」が的確に説明できるためには、「それらの言語表現をもちいて、われわれがじっさいにどのような活動をおこなっているのか」に目を向ける必要があるということだ。しかつめらしく言うと、言語現象についての説明の妥当性を適正に評価するためには、このような社会的視点をもつことが不可欠である――まぁ、そういうことだろう。この発想は――評価対象となる説明が、いまここで取りあげられているような検証主義風の意味理論であるかどうかにかかわらず――きわめて重要だ。第8章でくわしく説明するけれども、言語の使用は、人間社会のただなかで営まれる公的な活動である。「言語ゲーム」という名称は、言語を使ってわれわれがおこなう広汎な活動全体を一括するためにウィトゲンシュタインが導入した用語だ。この用語の使い道については、最終章で説明する機会があるので、とりあえずこのくらいにして話を先に進めよう。

もうひとつ別の例をあげて、上記の論点を確認しておく。太郎は、ある会社に勤務する容姿端麗 な男性社員である。はたして太郎がいまだ独身であるかどうかが、彼に想いよせる女性社員たちの あいだで関心の的となっているとしよう。

(4) 彼は、ぜったいにまだ独身よ。

(4) を用いてなされるところの太郎についての主張の真偽――「うわさの真相」――を確かめるために、彼女らはいったい何をすればよいのだろう。彼の身なりを注意深く観察してみるというのはどうか。太郎のワイシャツのえりは、ときおり汚れていることがある。結婚しているにして、これはおかしいのではないか。あるいは、太郎の履いている靴がときおり汚れたままであることがある。これも、彼が独身であることを裏づけているのではないか。だが、これらの新事実は、彼が独身でいることの傍証――状況証拠――とはなりえても、決定的証拠とはなりえない。なぜなら、汚れたシャツや磨かれていない靴をときおり身につけながらも、太郎はすでに独身ではなかったという可能性が、それまで発見されたさまざまな事実と矛盾することなく、想定可能だからだ。そのような想定の一例として、太郎とその妻とは、夫婦ともども身なりにまったく無頓着だという可能性が考えられる。だとすれば、彼が左手の薬指に結婚指輪をはめていないことも、独身の証拠とはならない。

では、かわりに太郎に――ワイドショー番組の芸能レポーターよろしく――「突撃インタビュー」を試みたらどうだろう。だが、太郎が正直に話すかどうかすら、実のところ疑わしい。まさか太郎を無理やり拷問にかけて尋問するとか、こっそりと自白剤を服用させたりするわけにはいくまい。しかも、拷問や脅迫などの強制によって明らかになるのは、せいぜいのところ、太郎の結婚それじたいについての事実というよりは、むしろ、自身の結婚にかんして太郎がどう信じているかについての事実にとどまるだろう。厳密に言えば、太郎は自分が独身だと信じているが、じつは配偶者がいるという場合も――記憶の欠落などの可能性を考慮すれば――あながち不可能ではない。

そこまで疑うというのなら、いっそ私立探偵をやとって、太郎の身辺を徹底的に調査してみたらどうだろう。だが、その場合、どのような事実が判明すれば、「太郎が独身である」ことの動かしようのない証拠となるのだろうか。身辺を調査した結果、太郎が毎晩おそくまで飲み歩いていることや、六畳一間のアパートの一室で暮らしていること、月給が手取り15万円であること等々が判明したとしよう。このような事実の発見は、彼が独身でいることの決定的な証拠となりうるのだろうか。いや、そうではあるまい。これらの事実にもかかわらず、彼が実際にはすでに結婚していて、妻と三人の子供たちが地球の裏側で暮らしていると想定することが、やはり可能であるからだ。

では、どのような事実が見つかれば、太郎が独身であるかどうかを決定する十分な証拠となるのだろう。「独身である」という述語は、どのような場合に正しく適用されていることになるのだろうか。この述語の適用条件は何か。ある人が「独身である」と適切に呼ばれうるのは、どのような条件の下でなのか。――しごく単純な答えがある。太郎が独身であるかどうか確かめたければ、彼の戸籍をしらべてみるとよい。内縁関係ではなく、正式に婚姻届が受理されているのなら、彼の戸籍に記録されているはずだ。そのことが、われわれの住むこの社会では、彼が独身であるかどうかをきめる基準となっている。ちなみに「内縁関係」とは、正式の婚姻手続きをふんでいない事実上の婚姻関係のことだ²。

さて、「独身である」という述語の意味を理解するためには、同時に、「結婚している」とか「婚

姻関係にある」などといった、関連するほかの語句についても理解が求められる。そのためには、われわれの社会で現在、婚姻制度がどのような形態をとっているかを理解しなければならない。その際には「婚姻届」、「戸籍」、「住民台帳」、「役所」といった、関連するさまざまな語句の意味を理解しなければならず、これらの語句の理解に加えて、配偶者間に成り立つさまざまな法律上の権利義務関係の了解まで含めると、そうとう複雑な理解が要求される。そのため――離婚をめぐる法律相談などを念頭においてみるとわかるように――子供はおろか大人でもよく飲み込めないような、じつにややこしい話となる。

だから、「独身である」というただ一つの述語の適用基準を理解するのにさえ、その語が使用される社会環境への広汎な了解が不可欠となる。言語現象のもつ、このような「社会的性格」をよくふまえたうえで、検証原理という素朴な着想を体系的に展開できるならば、意味の検証理論は、われわれの言語理解を説明する理論として、それなりの魅力と説得力をもつだろう。

コメント

最後に述べた言語の社会的性格について、もう一言コメントしておく。ウィトゲンシュタインにかんする回想録のなかで、彼の講義内容の一部を、弟子のノーマン・マルコムがつぎのように再現しているくだりがある。興味ぶかい論点なので、本文での説明を補完するために引用しておく。

「……土地の長さをはかるのに、歩いてその歩数をかぞえる種族を考えてみよ。同じ土地なのに [測定するごとに] 違った結果が得られても、かれらはそんなことに頓着しない――たとえ土地 代金がかれらの [歩数の] 勘定の結果によってきまるとしても。諸君がそこへ行って、巻尺をつ かうもっといい方法があると言っても、かれらはまったく興味を示さないだろう。かれらは言う かもしれない、「めんどうな仕掛けをつかい、いつも同じ結果になる [ような測定法] なんて、何 と奇妙なやりかただ。われわれの方法のほうが遥かにいい。」と。

もっと精確な測定という観念はかれらの生活の中へ浸透せず、したがって<u>本当の</u>長さという概念も同様である。われわれが「かれらは<u>真の</u>長さという概念をもつべきだ」と言っても、それはただ、一定の測定法が他のものよりも好まれるような、もっと複雑な生活をわれわれが想像しているからに過ぎない。そのような生活はかれらの生活ではない。」³

物体が一定の長さをもつのは、厳然たる物理的事実だと、われわれはそう考えがちである。たしかに、そういう考えに意義をあたえるような背景事情が、われわれの生活の場にある。にもかかわらず、長さの測定も、一定の社会的背景のもとで営まれる人間の活動の一種にちがいない。そうである以上、当然のことながら、当該社会のもつ文化の影響のもとで行なわれるはずだ。一定の条件下で同一対象を計測する場合には、いつも同じ結果を――しかも精密に――出すよう測定を行なうということが、重要な意義をもつのは、そのような活動が営まれる社会的背景に照らしてのことなのである。じっさい、どの程度の誤差を測定において許容するのが適当かは、測定の目的に照らしてはじめて決まることだ。だとすれば、引用文のなかで暗示されているような素朴で単純な生活形態においては、そのような精密な測定の営みは、演ずべき役割をなんらもつまい。――おそらくはそれが議論のポイントであったはずだ。上記のような事情は、いわゆる「文化相対主義」へと人々を誘惑する。文化相対主義の妥当性については、第7章で検討する。

2 有意味と思えるが検証不可能な文

意味の検証理論が正しければ、文の意味についての理解は、その文が表現している命題にたいする「検証方法」への理解と同一視されるべきだ。ところが、検証のために何をすればよいかがはっきりしない文も存在する。検証方法について、社会的に共有された明確な理解が存在しないとなると、当の文の意味についても、事情は同様であることになる。

上記の理由で、意味の検証理論によれば「無意味である」と判定されかねない文の候補には、さしあたり二つの種類が考えられる。一つは「価値判断」の表現に用いられる文であり、もう一つは「道徳判断」の表現に用いられる文である。これら二種類の文については、真偽を確かめるための客観的な検証手続きを定めるのが難しい。そのため、それらの文の使用がどのような意味をもつのかも、意味の検証理論では説明できかねるだろう。したがって、質問文や命令文を除外して、ほんらい検証を問題にできるはずの主張文に話をかぎった場合ですら、この理論では、文の意味を一般的に説明するという目標を達成できないことになる。

コメント

教科書における著者の主張は、おおむね以上のようである。担当教員の目からみて、著者による 批判は――意味の検証理論への一般的な評価としてだが――いささか的を逸しているかにみえる。 そう考えるべき理由が何かを説明しよう。

「意味の検証理論では説明不可能」と著者がみなす二種類の文のうち、価値判断を表わすために用いられるような文のほうを、最初に検討しよう。これらの文について、意味の検証理論にしたがうと、どのように説明をあたえるべきだろうか。教科書では、価値判断の典型例として、ものごとの美醜にかんする判断をとりあげている。そのうえで、美醜の判断というものは一般に、同一対象への評価でも、判定者が誰であるかによって判定結果が異なる傾向にあると指摘する。ついで、その事実を根拠に、美的判断を表現する文がこのように「主観的な」内容しかもたない以上は、それらの判断内容は、客観的な検証に耐えないと断じている。しかしながら、著者によるこの断定はいささか早計に過ぎる。陳述内容の正しさを確かめるための検証基準が人により異なることは、検証主義者が、そこで用いられた文の意味内容を検証手段と同一視することをなんらさまたげない、と考えられる。具体例をつかって説明しよう。

手始めに――あいにくと美的判断を表明する文ではないが――次の文を例にとって検証条件を考えてみる。

- (5) 情けはひとのためならず。
- (5) の解釈が人により異なることは、しばしば指摘されてきた。ただしその変動は、でたらめに生じるのではなく、解釈する人が所属する世代のちがいと解釈のちがいとが、おおまかに連動する傾向があるという。つまり(5)は、系統的に多義性を示す文である。どう多義的かというと、(5)のもともとの意味はこういうものだった。

困っている人を助ける(=人に情けをかける)行動は、立場がかわり自分が困っているときに、 思いがけず他人から救いの手が差し伸べられることにつながる。だから、他人のためだけでなく 自分自身のためにもなる。だから、困っている人を見かけたら、すすんで援助の手の差し伸べて あげましょう。

年齢の高い世代は、だいたい、この従来の意味で(5)をつかう傾向にある。それに対し、より新 しい世代では、つぎのような、まったく別の意味で解釈する傾向があるという。

当人が努力すれば困難を克服できる状況下で、不必要に援助の手をさしのべることは、長期的に みれば、本人の自立を妨げがちである。だから、かえって、その人のためにはならない。だから 他人への不必要な干渉はさしひかえよう。

このように文意の解釈が系統的に変動すると、(5)を用いてなされた主張の、正しさを確かめる手続きも、文の内容を解釈するしかたに依存して相対的に変動を示すはずだ。もし(5)が元来の意味で用いられているならば、検証手続きは「困っている人を助けることが、本当に、まわりまわって自分自身を救うことにつながるかどうか」を確認するという、大規模な調査となるだろう。それに対し(5)が新しいほうの意味で解釈されるならば、その内容の検証は「たとえ親切心からの援助であっても、不必要な干渉は当人の自立をさまたげがちであるかどうか」を確かめるという、こちらも大がかりな調査になることだろう。

いずれにせよ、ここで意味の検証理論にとって重要なことは「検証方法についてのこの理解が、じっさいに文の意味内容の理解と一致するかどうか」であって「その理解が一意にきまるかそれとも多義的か」という点にあるわけではない。それどころか「検証のしかたを知ることが文の意味を知ることにあたる」という基本前提(検証原理)を一貫して維持しようとするならば、文の意味にたいする理解が多義性を示す場面で、それぞれの解釈のもとで主張されている内容の、真偽を確かめる手続きだけが一意に定まってしまったのでは、むしろ不都合となるだろう。つまり、文意についての解釈が一方にあり、検証方法にたいする理解がもう一方にあって、意味の検証理論はその二つを重ねあわせようとするのだから、一方が変動するときには、もう一方も連動して変化してくれないと困るだろうということである。(5)のような多義的な文にかんして、検証条件が文の解釈におうじて変動することは、検証主義者にとってむしろ好都合であるはずだ。

以上の点をふまえて、美的判断を表わすために用いられる文の検討にとりかかろう。つぎの文を 例にとって検証条件を考えてみる。

(6) 富士山は、日本一美しい山だ。

(6) を用いてなされた主張の真偽は、当然のことながら「美しい」という形容詞の理解のしかたにおうじて変動するはずだ。何をもって美しいと考えるかという、その判定条件がひとによって異なることが、とうぜん問題となる。「美しさの判定に関与しがちなさまざまな条件のうちで、個々の判定においてじっさいに考慮されているのはどの条件か」「そこで考慮された条件が『美しい』という語の意味と一致するかどうか」――検討課題はこのようになる。

話を単純にするために、以下では視覚上の特徴――富士山がどう「見える」か――に限定して考えよう。そのうえで「富士山のもつどのような視覚上の特徴をとらえて、ひとが美しさを判定しているか」を考察してみよう。美しさの判定において参照される視覚上の特徴の候補は、色あいや形のパターンだろう。そこで「美しい」という評価に寄与しがちな要素として、山の稜線の形状をと

りあげて、それが左右対称であるかどうかが、決定的に重要であると仮定しよう。つまり(6)による主張の主眼は、富士山の稜線を麓から眺めた場合、どの方角からみても極めて高いシンメトリーを保っているという、その一点にある――そう仮定しよう。その場合、「富士山は、本当に日本一美しい山なのかどうか」を検証しようとすると、行なうべき手続きは、国内の山という山ぜんぶを対象にして上記の観点から形状を実地に調査してみることだ。

「美しい」という判断の実質が、たんに稜線の描くパターンのみならず、富士山の視覚像がもっているほかの特徴の認知にもよるならば――そう考えるのが、むしろ自然だが――その実質のちがいにおうじて、検証方法もとうぜん変わってくるだろう。その場合でも、検証手続きが文の解釈におうじて変動するという事実が――著者の主張するように――検証理論のもつ致命的な難点となるとは限らない。そういった変動は――すでに指摘したように――意味の検証理論にとっては、むしろ歓迎すべきことである。検討すべきことは「検証方法の理解を文の理解と同一視してよいか」であって「文の解釈が多義性を示すか」ではない。だとすると、意味の検証理論を(6)をうまく処理できるかどうかは、「美しい」という述語の適用条件の分析を、今後、より組織的、系統的なしかたで進めてみないことには、今のところ、なんとも評価できないことになる。だから「主観的な」判断を表現していると考えられる文を、検証主義の立場にたって、うまく処理できるかどうかは、予断を許さない問題であることになる。この点について、もう少々くわしく説明しよう。

「美しいかどうか」の判定には、客観的な根拠などないはずだ――われわれがつい、そう考えたくなる。その動機は「判定者や判定機会がかわるごとに、判定結果が異なることになりがちだ」という、それだけのことではない。むしろ「美しさを判定するときに、自身がどのような特徴を考慮しているか」を判定者が自覚していないこと――こちらのほうが、おそらくは、いっそう重要な動機となっている。

ところで、日常の社会生活において、われわれは人間の顔を、それなりに細やかに、また、それなりの精度で、たがいに識別しあっている。にもかかわらず、「あなたが家族の容貌を識別するときに着目している重要特徴をことばで過不足なく記述してください」と言われたら、多くの人は当惑するだろう。なにか特別な事情でもないかぎり、容貌の識別には不十分な、漠然とした記述しかあたえられないのが普通だろう。同様に、路上強盗の目撃者が、犯人の顔の特徴をあとで尋ねられたときに、たしかに顔の特徴は覚えているのだけれど、どう記述すればよいかわからなくて当惑するケースがある。そういう反応を予期して、警察には、目撃証言を手がかりに犯人の似顔絵を描く専門家が配備されていることがある。かれらは、聞くところによると、目撃者に犯人の顔のもつ特徴を順番に尋ねていって、その回答結果をもとに、犯人の容貌をかなりの程度まで特定してしまえる――そういうノウハウを会得しているとのことだ。このような特定が容貌について可能であるという事実は、われわれが、自分でもそれと気づいていないような基準でもって、人間の容貌の特徴を、意図せずしてパターン化しているという可能性を示唆している。

容貌以外に、たとえば楽曲の旋律を考えてみてもよい。「楽曲の旋律を耳にして『美しい』と感じるときの評価基準がどのようなものか」を自覚している人など、むしろ例外中の例外だろう。言いたいのは、こういうことだ――評価対象を美しいと感じるとき、ひとは、当人にすらわからない基盤に基づいて、そう評価しているのではないか。しかも、このことは、パターン認識一般について言えることであって、特に美的判断についてだけ成り立つような特殊な論点ではない。ためしに、ほかの種類の例もあげて考えてみよう。

美的判断の類例として、味の善し悪しの判断を考えよう。「おいしい」という評価も、「美しい」

という判断と同様、価値評価の一種であって、主観的な判断の典型例にあたる。たしかに、おなじ味であるはずの食べ物を並んでいっしょに食べても、太郎はそれを「うまい」と感じ、隣にいる次郎は「まずい」と感じることがある。だからといって、ひとが感じている味の「うまみ」がまったく分析不可能であり、いかなる客観的内容ももたないと考えるには、およばないだろう。現に食品関係のメーカーなどが、食品のもつ客観的な特徴と「おいしい」という主観的な評価との相関を研究している。大手の食品メーカーともなれば――いっそう「おいしい」レトルトカレーを開発するために――ルーに含まれるそれぞれの成分が、消費者の味覚にどう影響するかを突き止めようと、やっきになって調べている。つぎの記事が紹介しているのは、味覚が成立するメカニズムについての基礎的な研究だ。

うまみ: 昆布、かつおだしの相乗効果…仕組み解明

昆布だしに含まれるうまみ成分のグルタミン酸とかつおだしに含まれるイノシン酸を合わせると、うまみが増す「相乗効果」が起きる仕組みを、米国の研究グループが分子レベルで解明した。 「米科学アカデミー紀要」に掲載された。

人の舌の細胞表面には、味を感じる「味覚受容体」と呼ばれるたんぱく質があり、これまで、 うまみ、苦み、甘みを感じる受容体が見つかっている。

研究グループは、グルタミン酸とイノシン酸が「T1R1」という受容体に作用すると推測。 この受容体は二枚貝のような葉を閉じて虫を補える食虫植物の「ハエトリグサ」に形が似ており、 受容体のどの部分に結合するかを、人やラットで調べた。

グループは、グルタミン酸は「ハエトリグサ」が開く際のちょうつがいの部分に、イノシン酸は先端の開閉部にそれぞれ結合することを突き止めた。イノシン酸が結合すると、閉じた構造になり、グルタミン酸が安定して中にとどまるため、うまみを増強させると結論づけた。

味覚を研究している三浦裕仁・鹿児島大准教授は「受容体に働くうまみ増強物質を探せば、おいしさを増す調味料が開発できるだろう。また、甘みや塩味をより強く感じさせる物質を見つければ、食事の塩分や糖分を減らすことも可能だ」と話している。

味覚には「甘み」「苦み」「酸味」「塩味」「うまみ」の5つの基本味がある。うまみ成分のグルタミン酸、イノシン酸、しいたけのグアニル酸はいずれも日本人が発見したため、うまみという言葉は「umami」として国際的に使われている。

(2008年12月26日 毎日新聞)

創作ではあるが、以下のようなあらすじのエピソードを時代小説で読んだことある。

戦国武将の織田信長は、尾張名古屋の出身である。信長が上洛したおりに、宮中の料理人が腕をふるって信長に料理を食べさせたところ、「こんなまずいものが喰えるか」と烈火のごとく怒りだした。料理人が交代しても、結果はおなじことである。みなが恐れをなしているなかで、細川藤高(のちの幽斎)が、ただひとり料理役を買ってでた。周囲の心配をよそに、藤高の出した料理にたいして信長は「うまい、うまい」と舌鼓を打ちながら、たいそうご満悦であった。

ひとから理由を尋ねられて、藤高はこう答えたという――信長は尾張の田舎者である。いかほど手の込んだ、繊細な味つけの料理を出したところで、しょせん京風の料理は薄味に感じられて満足できなかろう。だから、思い切って濃い味つけにしたのだ、と。⁴

このエピソードのおもしろみがどこにあるかといえば、登場人物が信長や藤高であることは、じつのところ本質的に重要な点ではない。京や尾張という土地がらも同様である。そのあたりは語り手が、話のつじつまが合い、おもしろみが増すように、てきとうに作り変えてかまわない部分だ。だいじなのは、信長が――その当事威勢をふるっていた横暴な権力者なら誰でもよいが――料理の味に満足するための条件を、藤高が――料理の心得がある人なら誰でもよい――的確に分析し、相手の反応を予測できた点だ。話のミソは、料理人が、ことによると本人すら自覚していない、味つけにたいする他人の好みを推し測って、相手の反応をうまく制御できたという点にある。

一般に、ひとがどのような味をうまいと感じるかという反応パターンには、たしかに個人差がある。しかしながら、その好みの差は、まったくでたらめに分布しているものでもなければ、当人たちの意思や決断によって決まるものでもない。そうではなく、人の好みというものは、本人の体質や周囲の環境条件によって、おのずと形成されるものなのだ。この観点からいえば、味覚の好みを形成するうえでとりわけ重要な影響をあたえるのは、その人間が生活する文化的な背景である。ありていに言えば、人がどのような味を好むかは、その人が幼少期からどのような種類の食物をあたえられて育ったかによって、おおむね決まってしまう。つまり人は、それぞれがそこでそだてられた家庭の料理の味つけをまずは好むものなのだ。そして、その家庭の味も、もちろんその土地の風土や伝統の影響を受けるし、その伝統の味だって、まったくでたらめに決まるわけではない。そうではなく、一定の自然環境のもとで、当の人間集団――地域社会の住人たち――が生きのびていくための、適応行動の一環であることだろう。ただし、食べ物の味にかんする個人の好みというものは、通常、しだいに変化しながらも、成長過程をつうじて徐々に拡大していく傾向がある。だが、個人の一生において味の好みが変動するといっても、その変動の幅は、地域ごとの文化のちがいたよって生じるへだたりや、生物種ごとの身体機能のちがいに由来するへだたりと比較するならば、たいていは、ごくささやかな範囲内にとどまるものだ。

したがって、食品の味にかんする人間の好みが人によりまちまちであるという事情を、過大に評価してはならない。食べた人が感じる料理の味は、アミノ酸、塩分、糖分、脂肪分をはじめ、ハーブやスパイスなどの香辛料をふくめた食物成分の種類や量と人間の身体構造とによって、大まかに規定されてしまうと考えられる。そうではなく、どのような味を「おいしい」と感じるかという嗜好傾向の分布が、まったく予測不可能なほど、まちまちであるならば、不特定多数の人間にたいして料理を用意しなければならない料理人の仕事など、ほぼお手上げとなることだろう。

上でのべた論点は、必要な変更をくわえれば、美しさの判断についても同様に成り立つはずだ。 われわれが対象物の美しさを認知するさいに活用しているパターンに個人差があるからといって、 そのような認知の表現に用いられる文が、たんに「主観的な」内容しかもたず、それゆえ意味の検 証理論の枠内では処理できないはずだとは、必ずしも断定できない。

さて、このへんで美的判断からはなれて、著者によって問題とされているもう一種類の文へと検討対象を移そう。それは、道徳上の判断を表わすための文である。こちらについても、主張内容の真偽を評価するための検証手続きを一律に考えることが――美しさの判定のような価値判断のケース以上に――難しい例がざらにある。次の文について考えてみよう。

(7) 人をだますのは、善くないことだ。

(7) については、やっかいな事情がある。(7) を用いてなされる主張が、真偽の観点からの評価を受けつけるような内容(命題)をそなえているかどうかについてすら、研究者のあいだで意見の一致がみられないのだ。だが、それでも(7)は――常識から言えば――何らかの命題を表わしていると、ひとまず考えてよかろう。そうすると(7)にたいして、それを理解するしかたが一方にあり、命題の真偽をたしかめる検証手続きが他方にある。両者を照合した結果「意味の検証理論は正しい」という結論へと首尾よくたどりつけそうか――これが、ここでの検討課題である。

まず注目に値するのは、(7)の意味内容に相当する命題は、社会の掟として――少なからぬ文化のちがいを超えて――普遍的に採用されている点だ。むろん社会規範には――法令、掟、戒律などの、罰則によって拘束力が強化されるような行動規則をそう呼ぶ――しばしば例外がつきまとう。たとえば、社交辞令のような他意のないうそや、人助けのためにやむをえず誰かをだますことが、はたしてこの禁則への侵犯にあたるかどうかをめぐっては、立場により見解の相違があるのも事実だ。だからといって(7)が、ごく日常的な意味で、一定の理解の対象となる社会的に共有可能な内容をまったくもたないわけでは、よもやあるまい。規則の適用条件をめぐって解釈が変動することは、規則の表現が一般にもっている特徴であって、道徳規則だけに固有の特徴ではないからである。だから、ここで問題とすべきことは「時と場合によって変動する日常的な規則の了解が、命題の真偽を検証しようとするさいに取るべき手続きの了解と、じっさいに一致するのか」である。

社会規範の表現と理解する場合 (7) がどのような趣旨の規則を表わすと考えるかについては、解釈のしかたがいろいろある。そのちがいは、道徳性の実質をどこに求めるべきかについての見解のちがいに対応している。つまり「ある行ないが、道徳的観点からみて『望ましい』という評価を受けたり『望ましくない』という評価を受けたりするとは、一般にどのようなこととみなされるべきか」について、ひとにより意見の相違があるということだ。

たとえば「人間の行ないの道徳的な評価は、もっぱら当の行動がまねく結果の善し悪しにもとづいて判定されるべきだ」という立場がある。そのような「結果主義」の立場をとれば、人をだます行ないが善くないかどうかは、その種の行為が、一般的傾向として、望ましからざる結果を招きがちであるかどうか――ただそれのみに照らして判断されるべきことになる。そうすると、(7)によって主張されるのは、次のような命題であることになる。

(7*)人をだますことは、一般的に言って、不都合な結果をまねきがちである

したがって、その検証方法は「『人をだます』というタイプの行為がどのような結果をもたらしがちであるか」という一般的な傾向を調査して、調査結果を評価することである。そういう方法の理解 こそが、意味の検証理論によれば、(7) の意味の理解をなしていることになる。

道徳判断については、結果主義以外にも、さまざまな立場から解釈が可能だ。ほかの解釈のしか たの例としては、たとえば次のようなものがある。

「ある行ないが正しい」ということは「そのような行ないを神がわれわれに命じている」ということであり、「悪い」ということは「そのような行ないを神がわれわれに禁じている」ということだ。

この立場を採った場合、(7)の表わす命題は、次のようになる。

(7**) 人をだますことを、神がわれわれに禁じている。

(7**)の真偽の判定方法だが、これにもいろいろと説がある。一神教の場合だと、神は、特別な事情でもなければ、われわれに直接語りかけてくれないものとされていることが多い。だから、神の意向を知るには、神の代弁者である人物(預言者)なり、神のことばを書きとめた書物(預言書)なりを経由するしか方法がない。しかも、その「預言」にあたることばは、しばしば、雲をつかむような曖昧な文言である。そこで、預言内容にたいする解釈を正当化するために、通常、宗派ごとに権威が存在する。あるいは、解釈のちがいが宗派のちがいを生み出していると言うべきか。その権威筋のことばですら、直接耳にするのは一般の信者には難しく、かわりに権威筋のことばを一般信者に伝える、なんらかの広報機関が設けられている例が多い。

細部はともあれ、大まかにはこういう事情であるとすると、(7**)の検証手順は、そのような 伝達経路をさかのぼって神の意向を確かめることで完結するような、遡行プロセスにあることにな る。そのような遡行が可能であると仮定すると、「そういう検証方法への理解が (7)の意味の理解 をなしている」というのが意味の検証理論から帰結である。その場合、(7)の意味内容の理解とは 「人をだますことを神が禁じている、という預言がある、と権威筋が語っている、と広報機関が述 べている」云々、となるだろう。帰結のもつ不自然さの原因をどこに求めるべきかは考えどころだ が、ここではこれ以上追求しない。

この節での議論の結論を述べておこう。以下のような事実が確認できる。なるほど価値判断や道徳判断の表明に用いられる文は、解釈しだいで異なり、しかも意識的な分析によってしか取り出せないような意味内容しか、そなえていない。それでも、そのような内容の理解を検証の方法の理解と同一視するのは誤りだと、ただちに結論できるわけではない。だから、意味の検証理論に破綻宣告をくだしたければ、別種の議論を用意する必要がある。

3 分析的な文を別扱いにする

「検証方法を知ることが文の意味を知ることだ」という基本前提を維持したまま、文の意味について説明を体系的に展開しようとすると特別なあつかいを要するような種類の文がほかにもある。その特別さがどのようなものかを理解するのが、この節の目的だ。そのためにまず、次の二つの文を比較してほしい。

- (8) 明日は市内に、1ミリ以上の雨が降る。
- (9) 明日は市内に、1ミリ以上の雨が降るか、1ミリ以上の雨が降らないかのどちらかだ。
- (8) は、さまざまな状況下で天候の予測を表現するために使える文だ。それに対して、(9) をそのような目的に役だてることはできない。(9) によって表明されるような種類の予測 (?) は、外れることがけっしてないからだ。では、外れようのない予測は、どうして予測として役だたないのだろうか。

予測が外れるということは、その予測が正しければ生じなかったはずの事態がじっさいに生じる ということだ。有用な予測は、これからどのようなできごとが生じるかにかんして一定の可能性を 前もって排除している。そうすることではじめて予測内容は情報価値をもつ。一般に多くの可能性 を前もって排除すればするほど、予測のもつ情報価値はそれだけ高くなり、それに応じて、予想外の事態がじっさいに生じる可能性も高まる。だが(9)は、明日の天候がどうなるかについて、どのような可能性をも排除していない。ということは、予測が正しければ生じなかったはずの事態など、(9)については何もないことになる。(9)には「反証」の可能性がないのである。それゆえ、予測という目的のために役だてることができないわけだ。

(9) のように、現実に何が起きようとも、かならず真となるような内容の文はほかにもある。 それらの文は、主張(報告、陳述、等々)の内容がひとたび理解されたなら、その真偽を検証する ために格別の手順をふむ必要がもはやなくなる。だから「検証の方法を知ることが文の意味を知る ことだ」という検証原理を適用するにあたり、特別なあつかいを必要とすることになる。

ところで、(9)ようなタイプの文をさして「トートロジー (tautology)」と呼ぶことがある。この 語はかつて「同語反復」などと訳されていた。現在では、文字どおりの同語反復文よりも、もっと 広い範囲の文をさすために使うので、「同語反復」とは訳さずに、そのまま「トートロジー」と音訳 している。その同語反復だが、たとえば次のような文がそれである。

(10) 独身者は独身である。

これよりは、もうすこし手の込んだトートロジーもある。たとえば次のようなものだ。

(11) 独身者は結婚していない。

(10) と (11) のちがいは、次の点にある。(10) のほうは、主語と述語が「独身」という同じ語を 共有しているので、同語反復であることが一見して明らかだろう。それに対し (11) が同語反復で あることを理解するためには、主語にあたる「独身者」の意味内容を分析して、述語部分で使われ ている「結婚していない」という語句の意味内容と関係づけなければならない。「独身者」という語 の意味の分析結果を明示的に書き出せば、次のような定義となるだろう。

(*)独身者=結婚していない者

そうすると、(11) のような文は、「独身」概念の分析結果を示す(*)のような明示的定義を介して、(10) のようなあからさまな同語反復文へと帰着させうることになる。こういうケースをふくめて、トートロジーのことを「分析的な (analytic) 文」と呼び慣わしたことが、かつてある。この呼称には「文の内容にたいする真偽の判定が、文中で用いられている語句の概念分析によって可能となる」という含みが込められている。

トートロジーはすべて、なんらかの明示的定義を介して、あからさまな同語反復文へと還元できるのだろうか。答えは「否」である。たとえば(9)がその反例となる。(9)を同語反復文へと帰着させるために使えるような、つごうのよい定義など見つかるまい。

- (9) の内容の真偽にとって重要なことは、次のような一定の構造をそなえていることだ。
- (#) Aであるか、Aでないかのどちらかである。

(9) においてAの位置を占めているのは「明日は市内に、1ミリ以上の雨が降る」という文だ。「明日」というのがいつのことであり、「市内」というのがどこであり、「1ミリ以上の雨が降る」とはどのようなことかが何らかの解釈のもとで指定されれば、「明日は市内に、1ミリ以上の雨が降る」という文は、真偽の観点から評価できる具体的な内容(=命題)を表わすことになる。その場合、(9) の表わす命題は、何が起きようともつねに真であるような、特殊な命題なのである。

同じことが、(#)という構造をもつ文について一般に成り立つ。その(#)を指して論理学では「排中律 (law of excluded middle)」と呼ぶ。(#)においてAの位置を占める文があたえられ、その文の表わす内容が具体的な命題として特定されれば、(#)が生み出す文は――そういう構造をそなえているがゆえに――現実に何が起きようともつねに真となる命題を表わす。このような特殊な文――ないしは、それが表わしている命題――を指して「論理的真理 (logical truth)」と呼ぶ。排中律の事例となっているような文は、どれも「論理的に真である」ような命題を表わしていることになる。論理的真理を生成する鋳型となる構造は、排中律だけでなく、潜在的には無限に多くある。排中律とならんで伝統的に代表例とされてきた構造には、たとえば次のようなものがある。

- (%) BかつBでない、ということはない。
- (%)の事例となっている文もみな論理的真理である。(%)を指して「矛盾律 (law of contradiction)」と呼ぶ。

ところで、(9) の表わす命題が予測として外れる余地がないのは、起こりうるすべての可能性がそれによって網羅されているからだった。論理的真理となるのは、(#) におけるAや(%) におけるBのような位置をどの文が占めるかを特定するまでもなく、それを含む文がもっている複合的な構造のみによって、真なる命題を表わすと保証できるような文である。

したがって、論理的真理を検証するのに必要なことは、そのような構造の把握だけである。(#) や(%) のような構造をつくるうえで必要なのは、「……ではない」(否定)、「……であるか……かのどちらかである」(選言)、「……かつ……」(連言)といった語句である。この種の語彙を指して「論理定項 (logical constant)」と呼ぶ。論理定項の意味を理解していさえすれば、論理的真理は、実地調査をおこなわずとも検証できるのだ。

いま説明したのは、「命題論理(propositional logic)」と呼ばれる範囲の論理的真理がもっている特徴だけれども、文の構造の分析をもうすこし推し進めると、(10) のような文を含めたいっそう広い範囲の真理を論理的真理としてカバーできるようになる。そこでカバーされる範囲を指して「述語論理(predicate logic)」と呼ぶ。論理的真理の範囲をどこまで拡張すべきか――たとえば(11)を含めるところまで拡張を許すべきかどうか――については、さまざまな提案がある。

話をまとめよう。論理的真理は「トートロジー」の中核をなしている。またトートロジーには、文字どおりの同語反復文以外に、概念分析をまってトートロジーであることがわかる「分析的な」文も含まれている。これらトートロジーの特殊性は、内容の正しさを検証するにあたって、格別の実地調査を必要としない点にある。実地調査によってわれわれが知ろうとするのは――大仰ないいかたをすれば――「この世界がじっさいにどうなっているか」である。世界のありかたを探るために探査が必要なのは、世界のそういったありかたが「偶然の所産」だからである。たとえば「2011年2月22日の午後、旭川市内に1ミリ以上の雨が降るかどうか」は、偶然に左右されるだろう。このような「世界のもつ偶然の特徴」を知るためには、実験や観察などといった検証手続きがことさ

ら必要となる。そうである以上、その検証の結果がどうであったかという、われわれの「経験」におうじて、世界にたいする「認識」もそのつど変わっていかざるをえない。実際、上の例のような細部の認識を背後で支えている世界観ですら――宇宙全体の姿を説明するモデルがそうであるように――経験から得られたデータしだいで、しだいに書き直されていくことになる。

トートロジーの真偽を知るために経験的な「確かめ」が必要ないということは、それらの文を用いながら、われわれがこの世界の偶然的なありかたについて何ひとつ語っていないということでもある。では、経験を通じてのみ確かめられうるような内容をいっさいもたない文は、内容がゼロであって何の役にもたたない無用な文なのだろうか。必ずしも、そうではない。真偽の判定が偶然に左右されない文には、論理的真理や数学的真理のように、推論を行なう上で有用な文が含まれる。問題となるのは「必然的真理をあらわす文が、この世界の偶然的なありかたを探索するうえで、これほど有用なのはどうしてなのか」という点だが、この問題についてもさまざまな考え方がある。

4 分析的な文とは何か

第3節に統合

5 意味の全体論

W・クワイン (Willard Van Orman Quine) が、自然科学における仮説の検証について―― P・デュエム (Pierre Duhem) による先行研究に言及しながら――次のような趣旨のことを述べている。

通常、「仮説の検証」といえば、仮説にもとづいて導き出された予測と実験結果とを照合することだ。両者が符合すれば、仮説が部分的に検証されたことになるし、符合しなければ、仮説が反証されたことになる――単純にそう考えがちだ。事態はもっと複雑である。仮説からなんらかの予測を導き出すためには、当の仮説以外に「背景理論」が必要となる。その理論が相互に独立な100個の命題からなる集合体であったとしよう。そして、それら100個の命題に「H-1」から「H-100」までのラベルを貼り、検証対象となっている仮説には「H-0」というラベルを貼っておこう。さて、実施された実験の結果が予測に反していたとする。その場合に、われわれが行なう推論は、単純に次のようなものだと考えられがちである。

- (一) 仮説 H-0, H-1~H-100 全部が正しいと仮定すると、そこから予測 P が論理的に帰結する。
- (二) しかるに、予測 P は正しくないことが実験の結果からわかった。
- (三) だから、H-0 は正しくない。

このような推論は妥当だろうか。答えは「否」だ。なぜなら、実験結果を鵜呑みにしたときに言えることは「H-0 は正しくない」ということではなく、「H-0, H-1~H-100 のうちの、少なくとも一つは正しくない」ということだからである。予測のまちがいの責任が H-0 にのみ帰されるいわれはないのだから、修正されるべきなのは、これらの仮説のうちのどれかである。しかも、そのうちのどれをどのように訂正すべきなのかは、実験結果がただちに教えてくれることがらではない。そこには、大幅な自由度がある。かくして、実験や観察や調査などの「経験的な確かめ」(=検証)の対象となるのは、単独の主張ではなく、理論的な説明の全体であることになる。このような主張を指して「デュエム・クワインのテーゼ (Duhem-Quine thesis)」と呼ぶ。5

デュエム - クワインのテーゼが正しければ、主張文の真偽を検証する方法は、当初ばくぜんと予想していたような単純な手続きではなくなる。それはむしろ、新しい仮説の提唱、理論の細部や基本前提の修正を含んだ、よりダイナミックで創造的な活動となるはずだ。その場合、細部にわたって「検証の方法を知ること」は、もはや単独の個人の手には余るという事態が生じがちだ。以下のような事例がある。

「一九八三年に、『フィジカル・レビュー・レターズ』という物理学の学術雑誌に九九人の著者名を連ねた論文が掲載され話題になった。これはスタンフォード大学の加速器を使って行われた素粒子物理学分野での実験結果を報告した論文だ。ハードウィッグはこの実験がどのように行われたかを調べて次の点を明らかにした。(1) 約五〇名の実験家が装置の開発と加速器をこの実験のために改良する作業に従事した。(2) 約五〇名がその実験装置を用いてデータを取る作業に従事した。(3) その後、実験にたずさわったメンバーは「西海岸グループ」など五つの地理的にも遠く離れたグループに分かれ、データの解析を行った。(4) 解析した写真は総計二五〇万枚に及んだ。」6

この種の大掛かりな検証作業において、作業全体を細部にわたるまで知りつくしている人物など、おそらく存在するまい。同様のことが、社会事業の一環として行われる、いわゆる「ビッグサイエンス」系統の大型プロジェクトにおいてはひんぱんに起こりがちだ。それどころか、自分が研究に用いている実験機器すべての信頼性を独力でたしかめて担保できる研究者など、厳密に言えば、皆無だろう。

検証の複雑さやダイナミズムを構成する事情は、ほかにもある。先ほどの引用の出典から、興味 ぶかい事例をもうひとつ紹介しよう。

「次のような事例が報告されている。アメリカの大学には、学生がいくつかのフラタニティという親睦組織をつくって共同生活をしているところがある。このフラタニティへの入団式では、かなりたちの悪い冗談が横行しているらしい。あるフラタニティでは次のような儀式があるそうだ。まず、新入生に「きみたちには我らがフラタニティの頭文字の焼き印を押させてもらう」と宣言する。暖炉には真っ赤になった焼きごてが見える。団長がその焼きごてを手に取り、新入生にはお尻を出せと命じ、彼らの尻に焼きごてを当てる。新入生は焼けつく熱さと痛みを感じたというのだが、実は彼らの尻に当てられたのはこっそりすりかえられた氷で冷やした焼きごてだったのだ(よい子のみなさんはマネしないように)。つまり、新入生は自分たちが感じた感覚について間違えたのである。」⁷

一般に人は自分の耳や目で確認したこと――他人からの伝聞によってではなく、自分で直接見聞したことがら――をもはやそれ以上の証拠を必要としない「もっとも確実性の高い事実」として信用しがちである。だが実際には、目や耳や舌のような感覚器官でとらえたことがらについても、人は判断をまちがえるときがある。そのような錯誤がどうして起こりうるのかというと、それには次のような理由がある。

日々の生活の中で、われわれは、自分が何を感覚したのかについて、さまざまな「仮説」をたてて暮らしている。たとえば、人と話をしていて、相手のことばの一部がよく聞き取れないことは、

さほど珍しい経験ではない。その場合でも、はっきりと聞き取れたほかのことばを手がかりとしてほぼ無意識のうちに話を補正しながら聴いている。このとき、相手の発言について推測をまちがえることがある。「解釈」とは、自分の経験を全体として整合的に説明できるような、じぶんなりの仮説を形成することだ。その仮説形成の場面では、いま自分が何を感覚したのかについての判断も、その人がほかに何を信じているかに左右されることになる。上記の引用にあるいたずらの例は、周辺状況をうまく設定することで、いたずらの被害者たちがまちがった解釈をえらぶよう巧みに誘導しているのである。団長の厳かな声の調子や、上級生たちの断固とした態度などが、下級生にたいして拒絶を許さない厳粛なムードをつくり上げており、異常な状況下で、異常な信念が新入生たちに植えつけられる。「奴らは本当にやるつもりだぞ」という信念の形成とあわせて、さらに、真っ赤に焼けた焼きごてを手にした団長が近づいてくるのを目にすれば、自分の尻に感じた感覚上の刺激を熱さや痛みのそれとして解釈するのが、この状況下ではもっとも簡便で自然な解釈なのである。

このように考えると、感覚経験もふくめた自分の経験についての信念は、それ以外の信念との整合性がうまく保たれるように、そのつど調整されることがわかるだろう。だとすれば、実験や観察のような検証の場面で自分の眼や耳が何をとらえたのかも、背景をなす信念体系――背景理論との調整をふまえて、そのつど解釈されることになる。したがって「観察とは、ものごとのありさまを、あるがままに感覚器官でとらえることだ」などという単純な話では――これまでそう考えられがちであったけれども――済まなくなるだろう。上で指摘したように「自分が何を観察したことになると合理的に信じうるか」は「その人がほかにどんなことを信じているか」しだいであるからだ。このような事情を指して「観察の理論負荷性(theory-ladenness of observation)」と呼ぶ。

検証過程の複雑さをしめすために、別の例をあげよう。作家の鯨統一郎が 1996 年、短編小説「邪馬台国はどこですか?」において「邪馬台国は東北地方にあった」という仮説を大胆にも提唱している。「そんな馬鹿な!」と思うかもしれないが、これが意外にもっともらしいのだ。邪馬台国論争について多少なりとも関心をもつ人なら、このような仮説が「遺跡のあらたな発見」などといった単一の経験によって検証されることなど、はなから期待したりしないだろう。反証の可能性についても同様である。邪馬台国の所在地をめぐる長年の論争に一挙に決着をつけるような「直接の決定的証拠」など、おそらく存在しないからだ。邪馬台国女王の所持品であったとも言われる三角縁神獣鏡がどこかの遺跡から出土して、裏側を見ると、持ち主の名前が「卑弥呼」と書いてあるなどといったことは、およそ起こりえない。だから、邪馬台国の所在地について仮説をたてるという作業は、ごくわずかな歴史資料――「魏志倭人伝」の該当する記述――と状況証拠――出土品の鑑定結果や地名の分布状況など――をもとに複雑な推理によって何とか結論を得ようとする、一種の「謎解き」のようなものとならざるをえないのだ(なお、まったくの余談であるが、上記の短編小説を表題作とする短篇集が創元推理文庫の一冊として刊行されているので、興味のある人は、ぜひ読んでみてください)。

歴史的事実にかんして、つじつまのあった説明を構築しようとすると、「関連証拠」として何を採用するかについても頭を悩ませることになる。この点についても、あらかじめ手順が定まっているわけではない。次の記事をご覧いただきたい。

邪馬台国ナゾ解き続く 箸墓古墳 科学分析、畿内説に"軍配" 精度疑問の声も

「昼は人が造り、夜は神が造った」と日本書紀に記された箸墓古墳(奈良県桜井市)。邪馬台国の女王・卑弥呼の墓との説もあり、大和か九州かで揺れる邪馬台国の所在地論争もからんで、被

葬者は古代史最大の謎ともされる。その築造年代を「放射性炭素年代測定法」は西暦240~260年とはじき出した。これは、中国の歴史書に記された卑弥呼の没年とほぼ合致。科学分析は 邪馬台国畿内説に "軍配"をあげた形になった。しかし、測定法の精度を疑問視する見方もあり "謎解き"はまだ続きそうだ。

「卑弥呼が魏に朝貢(239年)。2代目女王・壱与(いよ)朝貢(266年ごろ)」。中国の歴 史書「魏志倭人伝」は、3世紀の日本について年代順に細かく記述している。

年代測定を行った国立歴史民俗博物館の研究チームは、箸墓古墳や他の遺跡出土の土器など数 千点の放射性炭素年代を調査。箸墓古墳の周濠(しゅうごう)から見つかった「布留(ふる) 0 (ゼロ)式」とよばれる土器は、西暦 2 0 0 ~ 3 0 0 年代との測定結果が出されたが、これより 少し新しいとされる形式の土器「布留 1 式」では 2 7 0 年ごろと割り出したことなどから、「布留 0 式」を 2 4 0 ~ 2 6 0 年に絞り込むことができたという。研究チームの小林謙一・中央大学准 教授は「かなり精度の高いデータが得られた」と強調する。

一方で、考古学者を中心に慎重な見方が多いのも事実だ。かつて箸墓古墳を発掘した奈良県立 橿原考古学研究所の寺沢薫・総務企画部長は「研究途上の炭素年代測定によって、10年単位ま で絞り込むことができるのか疑問がある。これで箸墓古墳の築造時期が決まったとはとても思え ない」と指摘する。

箸墓古墳を270年ごろの築造とみる兵庫県立考古博物館の石野博信・館長も「科学的な炭素年代を頼りにしたいが、まだまだデータが不足している」と慎重な立場だ。被葬者像については「箸墓のような巨大古墳は、戦乱をおさめ、卑弥呼の後に女王になったとされる臺与(とよ)(= 壱与)こそふさわしい」と話した。

(2009年05月29日 産経新聞)

記事を読むと、「出土した土器にたいする年代測定の結果をどのていど信頼してよいか」についてすら、考古学者らのあいだで意見の対立があることがわかる。これは証拠の解釈の問題だろうが、年 代測定の誤差をどの範囲と見積もるかについて、合意があるわけではないことがうかがえる。

ところで、「歴史を塗りかえる」大発見がなされたとき、従来の歴史記述になんらかの修正を加えることだけが選択肢であるわけではない。場合によっては、その「新発見」について証拠として身分を疑うことも――偽書である可能性や、いわゆる「オーパーツ」の発見例などを考えるとわかるように――検証作業を進めるさいの選択肢のうちに含まれている。じっさい 2000 年 11 月に毎日新聞社のスクープによって発覚した、いわゆる「旧石器捏造事件」では、東北旧石器文化研究所の当時の副理事長が遺跡の捏造作業を繰り返し行なっていた。それが発覚したため、その人物の手になる「発見」のすべてから、考古学上の事実を傍証する「証拠」としての身分が剥奪されている。

経験を全体としてうまく説明するために、どのような仮説を採用するのが合理的かが、そこでの問題だ。その判断にあたっては、何を何の証拠とみなすかという「証拠関係」そのものが流動的であることになる。そうである以上、「仮説を検証する」という作業は、かなり自由度の高い、包括的な作業とならざるをえないのである。

6 論理実証主義運動

割愛

婚姻届:元妻の16歳連れ子と…57歳男が勝手に提出

元妻の連れ子で高校2年の女子生徒(16)との婚姻届などを本人の承諾なく提出したとして、兵庫県警が県内の元税理士の男(57)を有印私文書偽造容疑で逮捕していたことが14日、分かった。2人は現在、戸籍上の夫婦となっており、男は「(女子生徒を) 好きだったから」と供述しているという。

容疑は今年4月21日、元妻の長女との婚姻届と、未成年者の結婚に必要な親権者の同意書 を偽造、地元市役所に提出したとされる。

県警によると、男は元妻との離婚届を提出した翌日に偽造文書を提出。親類方に住んでいた 女子生徒にしつこくつきまとうなどし、身の危険もあるとして今月5日、逮捕した。男は精神 疾患で入院歴があるという。

市役所は「書類が整っていれば、婚姻届は受理せざるを得ない」と説明。婚姻届を解消するには、家庭裁判所が婚姻無効を認めた上、市役所での訂正手続きが必要となる。

(2010年05月14日 毎日新聞)

上の例が示すとおり、婚姻届というものは、ただ単に受理されていさえすれば、それでよいというものではない。なぜなら、婚姻のための手続きにかんしても、「正当性」が問題となる場面があるからだ。その正当性も、単に形式上の手続きの問題として捉えるだけでは不十分であって、あるていど実質を考えて判定する必要がある。たとえば、上の例は「両性の合意」(憲法第24条)に基づかないという点で、法の指定する婚姻の成立要件を満たしていない。では、単に形式上の合意さえあれば、それでよいかというと、いわゆる「偽装結婚」などを例に考えるとわかるように、そうではない。一般に法令というものは、形式的な手順に拘泥して機械的に適用していると、かえって立法の趣旨に反してしまいかねない代物である。しかも、法令は社会規範の一部にすぎない。つまり、法令は、人間の社会行動を規制するための最低限度の要請にとどまる。だから、「法令にさえ触れなければ、何をしてもかまわないはずだ」という考えは、もちろん誤りである。

内縁関係まで考慮に入れれば、婚姻の成立は、そもそも簡明な判定手続きなどもっておらず、あくまで生活の実態に照らして判断すべきことがらであることになる。従来からある内縁関係をふくめて、今後、婚姻形態が多様化すればするほど、独身であるかどうかの検証手順もいっそう複雑になることだろう。本稿ではくわしく論じる余裕がないが、たとえば「同姓間の結婚を認めるかどうか」がすでに社会問題となっている地域もある。極端なことを言えば、将来において、ペットと飼い主との婚姻の是非が、真剣に論議される可能性すら――社会情勢の推移いかんによっては――絶無とは言えない。その場合、人間の生活形態のもっている多様な特徴のうちで、どの特徴をとりあげて婚姻の成立要件とみなすかは「規約の問題」にすぎなくなる。もちろん規約である以上は、と

¹ 『哲学探究』第 50 節。訳文は『ウィトゲンシュタイン全集』第 8 巻(大修館書店、1976 年)所収の藤本隆志訳による。なお [] 内の文字列は、引用者による補足である(引用文にかんしては以下同様)。

² 話をわかりやすくするために、本文では考慮の外においているが、独身性の判定手順はそれほど 単純ではない。次の事例をみて、その意味するところを考えてみるとよい。

りきめの恣意性を完全に免れることはできない。だが、婚姻関係の成立にかんしてどういった趣旨の規約を採用するにせよ、当の規約の導入に意義を与えている社会的な背景が必ずあるはずだ。その背景事情を理解しないかぎりは「婚姻」のなんたるかを十全に理解したことにはならない。その点がここでは重要である。言うまでもないことだが、言語理解が成立するためには、当該言語を使用する社会集団への理解が要求されるのである。

- ³ N・マルコム『回想のウィトゲンシュタイン』(藤本隆訳、法政大学出版局、1974年)pp.82-83 下線による強調は引用者による(引用文にかんしては以下同様)。
- ⁴ ちなみに、江戸中期に湯浅常山の著した『常山紀談』のなかに「坪内某料理の事」という、似たような筋書きの逸話が収録されているので、おそらくそのあたりが元ネタだろう。
- ⁵ この段落での説明は、戸田山和久『知識の哲学』(産業図書、2002 年)の 169 頁から拝借した。 この本は、たいへん刺激に富んだ好著なので、主題に関心のある方には御一読をお薦めする。
- 6 戸田山和久、前掲書、pp.226-227
- 7 戸田山和久、前掲書、p.37